

(案)

一般国道 464 号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書
に対する環境の保全の見地からの意見

記

1 全般事項

- (1) 計画道路の位置や構造の検討にあたっては、大気環境、水環境、土壌環境、動植物、生態系及び景観など周辺環境を考慮すること。また、事業実施区域及びその周辺には、教育施設や福祉施設等、環境の保全について特に配慮が必要な施設も存在するため、これらの施設や周辺の環境を考慮した上で、調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 今後の環境影響評価手続きにおいて、評価の項目や手法の選定に係る最新の知見が得られた場合には、必要に応じて項目や手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別事項

(1) 大気質

- ① トンネル構造等から高架構造へ切り替わる地域においては、トンネル坑口の影響を考慮し、適切に調査地点及び予測地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② PM_{2.5} については、予測技術の最新の情報収集に努めるとともに、準備書作成段階において予測手法が確立された場合には、調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音

- ① 調査地点及び予測地点に関して、計画道路の構造と周辺の住居等の位置及び構造を踏まえ、高さ方向について考慮するとともに、トンネル構造等から高架構造へ切り替わる地域においてはトンネル坑口の影響も考慮して、適切に選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 予測及び評価については、コンターを用いた表現の活用等、事業実施区域周辺の結果を面的に示すこと。

- ③ 騒音に係る環境基準の地域類型指定がなされていない区域については、住居の立地状況等を勘案し、類似する地域類型の環境基準を環境保全目標として設定し、評価すること。

(3) 低周波音

- ① 計画道路の構造と周辺の住居等の位置及び構造等を踏まえ、予測地点を設定し、高さ方向についても予測及び評価を行うこと。

(4) 水文環境

- ① 地下水については、掘削工事に伴う地下水位や地下水の流動への影響が考えられるため、今後決定する道路構造等を踏まえ、調査地点及び予測地点を適切に選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 農業用水として地下水が利用されている区間や、湧水が分布する大町自然観察園においては、地下構造物の構築などで地下水の枯渇等が無いよう、調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 地盤

- ① 状況に応じて既存の文献調査や現地調査を行い、周辺地域の地盤の状況の把握に努め、地盤沈下の予測及び評価を行うこと。

(6) 動植物

- ① 大町周辺は本市で唯一のニホンノウサギの生息地であることから、重要な動植物にニホンノウサギを加え、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 本市が実施した自然環境実態調査及び水生生物調査など、関係市等が実施した調査結果を精査し、さらに、希少種及び外来種に関する最新の知見も反映し、予測及び評価を行うこと。

(7) 生態系

- ① 大町地域においては本市と松戸市にまたがる山林や梨畑等から形成される連続した緑地空間が存在することから、生態系への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 事業実施区域周辺の生態系は、重要湿地及び代表的な湧水の 1 つに挙げられている大町自然観察園の水源と密接に関係があることから、本事業実施による水源や地下水への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

3 その他

- (1) 大町周辺の森は、貴重な景観資源であるとともに、市民が自然と触れ合う活動の場として利用されていることから、関係団体などに対して丁寧な説明を継続して行うこと。
- (2) 本方法書では、計画道路の位置や構造が決まっていないため、大気質や水質など、各環境要素に係る調査地点が案として示されている。そこで、準備書においては、今後検討の上、決定される道路の線形や構造、工事計画の特性を踏まえ、調査地点及び調査時期の設定理由並びに予測条件、予測式及びその出典など予測、評価の根拠を明確かつ分かりやすく示すこと。なお、計画交通量については、東京外かく環状道路の開通後の交通状況を踏まえた推計を行うとともに、北千葉道路の整備による周辺道路の交通量の増加等も考慮すること。
- (3) 本方法書には、車線数及び道路区分（種級）について記載されているもののその根拠等は示されていない。そこで、準備書においては、その設定根拠を明確に示すこと。
- (4) 事業の実施にあたっては、低公害型の建設機械の導入等により、工事に伴う粉じん、騒音、振動について、周辺環境へ配慮すること。また、工事車両の走行においても、周辺環境へ配慮すること。